

海洋汚染防止設備等検査規則

1. 案内情報

- 手続名 : 予備検査合格証明書の交付
- 手続根拠 : 海洋汚染防止設備等検査規則第33条第2項
- 手続対象者 : 物件の製造者
- 提出時期 : 物件ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 提出方法 : 申請書を物件の所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出して下さい。
- 手数料 : 1通につき1,550円
- 添付書類・部数 :
- 申請書様式 : 予備検査合格証明書交付申請書(第十七号様式)
- 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 物件の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
- 受付時間 : 地方運輸局等一覧に記載しております。
- 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則
- 標準処理期間 : 2日。
- 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。

予備検査合格証明書交付申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書検査規則第33条第 2項の規定により 次のとおり
申請します。

物件の名称及び型式	
製造者の氏名又は名称	
予 備 検 査 の 種 類	
製 造 番 号	
検 査 番 号	
備 考	